

第7章 関係規程抜粋

政策・メディア研究科在籍者にとくに関わりの深い規程について抜粋してあります。大学院学則については、入学時に配付する「慶應義塾大学大学院学則」もあわせて参照してください。

< 1 学位 >

- 1-1 学位規程 (抜粋)
- 1-2 学位の授与に関する内規

< 2 授業料減免 >

- 2-1 授業料等減免規程
- 2-2 休学期間中の学費の取り扱いに関する規程
- 2-3 留学する学生の学費の取り扱いに関する規程

< 3 その他 >

- 3-1 大学院在学期間延長者取扱内規
- 3-2 大学院在学期間延長者並びに年度途中の修了者に対する在学科その他の学費に関する取扱内規
- 3-3 キャンパスネットワークシステム利用内規

1 学位

1-1 学位規程 (抜粋)

(目的)

第1条 本規程は、慶應義塾大学学部学則(大正9年5月5日制定)および慶應義塾大学大学院学則(大正9年5月5日制定)に規定するもののほか、慶應義塾大学が授与する学位について必要な事項を定めることを目的とする。

(学位)

第2条① 本大学において授与する学位は次のとおりとする。

1 学 士

文学部

人文社会学科

哲学専攻	学士(哲学)
倫理学専攻	学士(哲学)
美学美術史学専攻	学士(美学)
日本史学専攻	学士(史学)
東洋史学専攻	学士(史学)
西洋史学専攻	学士(史学)
民族学考古学専攻	学士(史学)
国文学専攻	学士(文学)
中国文学専攻	学士(文学)
英米文学専攻	学士(文学)
独文学専攻	学士(文学)
仏文学専攻	学士(文学)
図書館・情報学専攻	学士(図書館・情報学)
社会学専攻	学士(人間関係学)
心理学専攻	学士(人間関係学)
教育学専攻	学士(人間関係学)
人間科学専攻	学士(人間関係学)

経済学部

法学部

商学部

医学部

理工学部

機械工学科	学士(工学)
電子工学科	学士(工学)
応用化学科	学士(工学)

物理情報工学科	学士(工学)
管理工学科	学士(工学)
数理科学科	
数学専攻	学士(理学)
統計学専攻	学士(工学)
物理学科	学士(理学)
化学科	学士(理学)
システムデザイン工学科	学士(工学)
情報工学科	学士(工学)
生命情報学科	学士(理学) または 学士(工学)
総合政策学部	学士(総合政策学)
環境情報学部	学士(環境情報学)
看護医療学部	学士(看護学)
薬学部	
薬学科	学士(薬学)
薬科学科	学士(薬科学)

2 修 士

文学研究科

哲学・倫理学専攻	修士(哲学)
美学美術史学専攻	修士(美学)
史学専攻	修士(史学)
国文学専攻	修士(文学) または 修士(日本語教育学)
中国文学専攻	修士(文学)
英米文学専攻	修士(文学)
独文学専攻	修士(文学)
仏文学専攻	修士(文学)
図書館・情報学専攻	修士(図書館・情報学)
経済学研究科	修士(経済学)
法学研究科	修士(法学), 修士(公共政策) または修士(ジャーナリズム)

社会学研究科

社会学専攻	修士(社会学)
心理学専攻	修士(心理学)
教育学専攻	修士(教育学)
商学研究科	修士(商学)
医学研究科	
医科学専攻	修士(医科学)

理工学研究科	
基礎理工学専攻	修士（理学） または 修士（工学）
総合デザイン工学専攻	修士（理学） または 修士（工学）
開放環境科学専攻	修士（工学）
経営管理研究科	修士（経営学）
政策・メディア研究科	
政策・メディア専攻	修士（政策・メディア）
健康マネジメント研究科	
看護・医療・スポーツマネジメント専攻	修士（看護学） または 修士（健康マネジメント学）
システムデザイン・マネジメント研究科	
システムデザイン・マネジメント専攻	修士（システムエンジニアリン グ学） または修士（システム デザイン・マネジメント学）
メディアデザイン研究科	
メディアデザイン専攻	修士（メディアデザイン学）
薬学研究科	
薬科学専攻	修士（薬科学）
薬学専攻（旧課程）	修士（薬学） または 修士（医療薬学）
医療薬学専攻（旧課程）	修士（薬学） または 修士（医療薬学）
3 博 士	
文学研究科	
哲学・倫理学専攻	博士（哲学）
美学美術史学専攻	博士（美学）
史学専攻	博士（史学）
国文学専攻	博士（文学）
中国文学専攻	博士（文学）
英米文学専攻	博士（文学）
独文学専攻	博士（文学）
仏文学専攻	博士（文学）
図書館・情報学専攻	博士（図書館・情報学）
経済学研究科	博士（経済学）
法学研究科	博士（法学）
社会学研究科	
社会学専攻	博士（社会学）
心理学専攻	博士（心理学）
教育学専攻	博士（教育学）
商学研究科	博士（商学）
医学研究科	博士（医学）
理工学研究科	
基礎理工学専攻	博士（理学） または 博士（工学）
総合デザイン工学専攻	博士（理学） または 博士（工学）
開放環境科学専攻	博士（工学）
経営管理研究科	博士（経営学）
政策・メディア研究科	
政策・メディア専攻	博士（政策・メディア）
健康マネジメント研究科	
看護・医療・スポーツマネジメント専攻	博士（看護学） 博士（健康マネジメント学）
システムデザイン・マネジメント研究科	
システムデザイン・マネジメント専攻	博士（システムエンジニアリン グ学） または博士（システム デザイン・マネジメント学）

メディアデザイン研究科		グ学） または博士（システム デザイン・マネジメント学）
メディアデザイン専攻	博士（メディアデザイン学）	
薬学研究科		
薬科学専攻	博士（薬科学）	
薬学専攻	博士（薬学）	
薬学専攻（旧課程）	博士（薬学）	
医療薬学専攻（旧課程）	博士（薬学） または 博士（医療薬学）	
4 専門職学位		
法務研究科		
法務専攻	法務博士（専門職）	
② 前項第3号に定めるほか博士（学術）の学位を授与することができる。 （学士学位の授与要件） 第2条の2 学士の学位は、大学を卒業した者に与えられる。 （修士学位の授与要件） 第3条 修士の学位は、大学院前期博士課程を修了した者に与えられる。 （課程による博士学位の授与要件） 第4条 博士の学位は、大学院博士課程を修了した者に与えられる。 （論文による博士学位の授与要件） 第5条 博士の学位は、研究科委員会の承認を得て学位論文を提出して論文の審査に合格し、かつ大学院博士課程の修了者と同等以上の学識があることを確認（以下「学識の確認」という。）された者に与えられる。 （専門職学位の授与要件） 第5条の2 専門職学位は、専門職大学院の課程を修了した者に与えられる。 （学識の確認の特例） 第6条① 大学院博士課程における教育課程を終え、学位論文を提出しないで退学した者のうち、退学の日から起算して研究科委員会が定める年限以内に論文による博士学位を申請した者については、研究科委員会が適当と認めた場合、学識の確認の一部もしくはすべてを行わないことができる。 ② 学位論文以外の業績および経歴の審査によって、研究科委員会が学識の確認の一部もしくはすべてを行う必要がないと認めた場合には、当該審査をもって学識の確認の一部もしくはすべてに代えることができる。 （課程による学位の申請） 第7条① 第3条の規定に基づき修士学位を申請する者は、各研究科の定めるところにより学位論文を指導教授を通じて当該研究科委員会に提出するものとする。 ② 第4条の規定に基づき博士学位を申請する者は、学位申請書に各研究科の定めるところにより学位論文および所定の書類を添え、指導教授を通じて当該研究科委員会に提出するものとする。 （論文による学位の申請） 第8条 第5条の規定に基づき博士学位を申請する者は、学位申請書に各研究科の定めるところにより学位論文および所定の書類を添え、その申請する学位の種類を指定して、学長に提出しなければならない。 （審査料） 第9条 第5条の規定に基づき博士学位を申請する者に対する審査料は、次のとおりとする。 1. 本大学大学院博士課程の教育課程を終え学位論文を提出しないで退学した者 50,000円 2. 本大学学士、修士または専門職の学位を与えられた者で前号の定め以外の者 70,000円 3. 前2号のいずれにも該当しない者 100,000円		

4. 本塾専任教職員である者 20,000円

(医学研究科については 40,000円)

(審査ならびに期間)

第10条① 修士および博士の学位論文の審査ならびにこれに関連する試験等の可否は、当該研究科委員会が判定する。

② 博士の学位論文の審査ならびにこれに関連する試験および学識の確認等は、論文受理後1年以内に終了するものとする。

(審査委員会)

第11条 研究科委員会は、学位論文の審査ならびにこれに関連する試験等を行うために、関係指導教授および関連科目担当教授等2名以上からなる審査委員会(主査および副査)を設置しこれに当たらせる。

(審査結果の報告・判定方法)

第12条① 審査委員会は、論文審査の要旨ならびに試験の成績等を記録して研究科委員会に報告し、かつ、その意見を開陳する。

② 研究科委員会は、委員の3分の2以上の出席により成立し、その3分の2以上の賛同をもって学位論文の審査ならびに試験の可否を決定する。

③ 前項の議決は、無記名投票をもって行う。

(学位授与)

第13条① 修士または博士の学位は、研究科委員会において学位論文の審査ならびに試験に合格した者に対し、学長が当該研究科委員会の報告に基づき授与する。

② 専門職学位は、当該研究科の修了要件を満たした者に対し、学長が当該研究科委員会の報告に基づき授与する。

(学位論文要旨の公表)

第14条 本大学は博士の学位を授与したとき、当該博士の学位を授与した日から3月以内にその論文の内容の要旨および論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表する。

(学位論文の公表)

第15条 ① 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位の授与を受けた日から1年以内に当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表し「慶應義塾大学審査学位論文」と明記するものとする。ただし、当該博士の学位の授与を受ける前にすでに公表したときはこの限りではない。

② 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、当該研究科委員会が適当と認めた場合、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本大学は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

③ 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、本大学の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。

(学位の表示)

第16条 学位の授与を受けた者が学位の名称を用いるときは、学位の後にこれを授与した本大学名を「(慶應義塾大学)」と付記するものとする。

(学位の取消)

第17条 不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、または学位を得た者がその名誉を汚辱する行為があったときは、当該研究科委員会および大学院委員会の議を経てその学位を取消すものとする。

(学位記および書類)

第18条 学位記および学位授与申請関係書類の様式は、別表1から別表6までのとおりとする。

(規程の改廃)

第19条 この規程の改廃は、大学院委員会の議を経て学長が行う。ただし、第2条第1項第1号および第2条の2については大学評議会の議を経てこれを行う。

附則(平成26年1月31日)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

1-2 学位の授与に関する内規

第1条 慶應義塾大学学位規程第13条(学位授与)に関する取り扱いは、この内規の定めるところによる。

第2条 論文博士の学位授与および博士課程単位修得退学者で、再入学しない者に対する課程博士の学位授与に関しては、次の通り行うものとする。

1 学位授与日は、研究科委員会の議決日とする。

2 研究科委員会が学位論文審査合格を議決した日以降、「学位取得証明書」を発行できるものとする。

3 学位の授与手続きは、次の通りとする。

イ 研究科委員会の可否判定議決に基づき、研究科委員長はその結果を速やかに学長に報告する。

ロ 学長は、研究科委員長の報告に基づき合格者に学位を授与する。

4 学位記は、学位授与式において授与する。

第3条① 修士の学位授与および博士課程に在学している者に対する課程博士の学位授与に関しては、前第2条第3号と同様の手続きを経て、当該年度末(3月23日)をもって学位を授与する。

② 前項の規定にかかわらず、修士課程においてあらかじめ研究科委員会の承認を得て、学位論文を提出締切期日までに提出せず次年度も引き続き在学している者が、研究科委員会の特に認められた日までに学位論文を提出し課程修了を認定された場合には、春学期末日をもって学位を授与することができる。

③ 第1項の規定にかかわらず、後期博士課程(医学研究科および薬学研究科薬学専攻にあっては博士課程)に在学する者で、大学院学則第109条第3項のただし書(医学研究科および薬学研究科薬学専攻については同条第4項のただし書)の適用を受け、春学期末日をもって課程修了を認定された場合には、当該春学期末日をもって学位を授与することができる。

④ 前項の規定にかかわらず、後期博士課程(医学研究科および薬学研究科薬学専攻にあっては博士課程)に在学する者で、大学院学則第109条第3項のただし書(医学研究科および薬学研究科薬学専攻については同条第4項のただし書)の適用を受け、在学する年度途中において特に課程修了を認定された場合には、認定された日をもって学位を授与することができる。

⑤ 第1項の規定にかかわらず、「大学院在学期間延長者取扱い内規」により在学する者が、春学期末日をもって課程修了を認定された場合には、当該春学期末日をもって学位を授与することができる。

⑥ 前項の規定にかかわらず、「大学院在学期間延長者取扱い内規」により在学する者が、在学する年度途中において、特に課程修了を認定された場合には、認定された日をもって学位を授与することができる。

⑦ 学位記は、学位授与式において授与する。

第4条 学長は、学位を授与した者の氏名その他必要事項を取りまとめて、年2回大学院委員会の各委員に報告しなければならない。

第5条 この内規の改廃は、大学院委員会の議を経て学長が行う。

附則(平成23年12月13日)

この内規は、平成24年4月1日から施行する。

2 授業料減免

2-1 授業料等減免規程

(目的)

第1条 慶應義塾大学は、疾病・傷害等により授業を長期にわたり休学している学部学生ならびに大学院生で、経済上授業料等(大学院にあっては在学科等)の納入が著しく困難な学生に対し、審査のうえ、一定の期間授業料等を減免することができる。

(対象)

第2条① 減免を受けようとする者は、1年以上の長期にわたり入院または通院している者ならびに自宅療養をしている者で、休学の2年目以降の者でなければならない。

② 母国における兵役義務、または地震・台風等の大規模な自然災害(激甚災害)の影響により休学する者。この場合に限り1年目から減免する。

(申請)

第3条 前条①に該当する者が減免を申請する場合は、所定の申請書に休学許可書、診断書ならびに家計支持者の所得を証明する書類を、前条②の兵役義務により休学する者が減免を申請する場合は、所定の申請書に休学許可書、徴兵を証明する書類を、前条②の地震・台風等の大規模な自然災害(激甚災害)の影響により休学する者が減免を申請する場合は、所定の申請書に休学許可書、休学を要することを証明する書類を添えて、学生総合センター長に提出しなければならない。

(減免額)

第4条① 減免を認められた者の減免額は、文学部、経済学部、法学部、商学部、文学研究科、経済学研究科、法学研究科、社会学研究科、商学研究科、政策・メディア研究科、システムデザイン・マネジメント研究科およびメディアデザイン研究科については当該休学期間の授業料(在学科)および施設設備費の半額、医学部、理工学部、総合政策学部、環境情報学部、看護医療学部、薬学部、医学研究科、理工学研究科、経営管理研究科、健康マネジメント研究科および薬学研究科については当該休学期間の授業料(在学科)、施設設備費および実験実習費の半額とする。

② 正課または課外活動中の事故による傷害で休学している場合、その事由を斟酌し、減免額を全額とすることができる。

③ 母国における兵役義務、または地震・台風等の大規模な自然災害(激甚災害)の影響により休学する場合の減免額は、当該休学期間の授業料(在学科)および実験実習費の全額とする。

(審査)

第5条 第1条による審査は、大学学部生については大学奨学委員会、大学院生については大学院奨学委員会が行い、塾長が決定する。

(減免の取消し)

第6条 休学者が虚偽の申請その他不正の方法で減免を受けた場合には、減免の措置を取り消すとともに、すでに減免を受けた授業料等の全部または一部を納入させることができる。

(就学の届出)

第7条 休学者が就学した時は、速やかに書面をもってその旨学生総合センター長に届け出なければならない。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、大学奨学委員会ならびに大学院奨学委員会の議を経て、塾長が決定する。

(所管)

第9条 この規程の運営事務は、学生部の所管とする。

附則(平成24年7月13日)

①この規程は、平成25年度以降大学院に入学した者については適用しない。ただし、大学院法務研究科に入学した者については、入学年度に係わらず適用しない。

附則(平成29年8月8日)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

2-2 休学期間中の学費の取り扱いに関する規程

第1条 慶應義塾大学学部学則(大正9年5月5日制定)第152条により休学を認められた学部学生、慶應義塾大学大学院学則(大正9年5月5日制定)第125条により休学を認められた大学院学生および慶應義塾大学大学院法務研究科学則(平成15年12月5日制定)第25条により休学を認められた大学院法務研究科学学生(以下、「休学者」という。)の学費に関する取り扱いは、この規程の定めるところによる。

第2条 この規程は、平成21年度以降学部に入学者(第2学年編入学については平成22年度以降、第3学年編入学については平成23年度以降に入学者)、平成25年度以降大学院に入学者に適用する。ただし、大学院法務研究科については、入学年度に拘わらず適用する。

(学費の取り扱い)

第3条 休学期間中の学費の取り扱いは、次のとおりとする。

1 大学院学生については、授業料、施設設備費および実験実習費(以下、あわせて「授業料等」という。)を減免する。

2 学部学生については、次のとおりとする。

ア 入学から1年間を除く休学期間中は「授業料等」を減免する。
イ 本大学での学習を奨励するため、入学から1年間の学費は全額納入させることとする。

ウ イの定めにかかわらず、次の理由で休学する場合は、審査の上、入学から1年間についても「授業料等」を減免することができるものとする。

(ア) 母国における兵役義務

(イ) 正課中の事故による傷害

(ウ) 課外活動中の事故による傷害

(エ) 地震・台風等の大規模な自然災害(激甚災害)の影響

(申請)

第4条 前条第2号ウの理由により休学する者が減免を申請する場合は、所定の申請書および休学許可書に、次に定める書類を添えて、学生総合センター長に提出しなければならない。

1 母国における兵役義務

徴兵を証明する書類

2 正課中の事故による傷害

診断書および履修科目証明書

3 課外活動中の事故による傷害

診断書および課外活動であることを証明する書類(学外行事届、学内集会届、届出書等)

4 地震・台風等の大規模な自然災害(激甚災害)の影響

休学を要することを証明する書類

(審査)

第5条 第3条第2号ウの審査は、大学奨学委員会が行い、塾長が決定する。

(減免の取消し)

第6条 休学者が虚偽の申請その他不正な方法で減免を受けた場合には、減免の措置を取り消すとともに、すでに減免を受けた「授業料等」の全部または一部を納入させることができる。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、大学奨学委員会ならびに大学院奨学委員会の議を経て、塾長がこれを決定する。

(所管)

第8条 この規程の運営事務は、学生部の所管とする。

附則(平成28年12月6日)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

2-3 留学する学生の学費の取り扱いに関する規程

第1章 総則

第1条① 慶應義塾大学学部学則（大正9年5月5日制定）第153条、慶應義塾大学大学院学則（大正9年5月5日制定）第124条および慶應義塾大学大学院法務研究科学則（平成15年12月5日制定）第24条により外国の大学に留学する学生の学費に関する取り扱いは、この規程の定めるところによる。

② 平成20年度以前に学部に入学者（第2学年編入学については平成21年度以前、第3学年編入学については平成22年度以前に入学者）および平成24年度以前に大学院に入学者が留学（以下、「平成20年度以前の学部留学」および「平成24年度以前の大学院留学」という。）する場合の学費に関する取り扱いは、この規程に別段の定めがある場合を除き、第4章の規定を優先して適用する。

第2条① この規程においては、留学を次の二つに区分する。

1 交換留学

外国の大学、学部または大学院研究科等との間で締結された、学生交換を含む国際交流協定に基づく留学を交換留学とする。

2 私費留学

前号以外の留学を私費留学とする。

② この規程に別段の定めがある場合を除き、交換留学における学費の取り扱いは第2章の規定を、私費留学における学費の取り扱いは第3章の規定を優先して適用する。

第3条① 留学による学費の減免を行う場合は、学期を単位として取り扱う。

② 減免の対象となる学期とは、学部または研究科が留学を許可した学期とする。

③ 減免の期間は、学部にあつては4学期間、大学院にあつては、第8条第2号に定める場合を除き、6学期間を超えないものとする。

④ 私費留学による減免の期間と学費の相互免除が含まれる交換留学の減免の期間は、通算して前項を適用する。

第4条 留学の許可を取り消された場合は、その間に減免した授業料または在学科、施設設備費および実験実習費の一部または全額を納入させることがある。

第5条 この規程の適用に当たり疑義を生じた場合は、その都度塾長が決定する。

第6条 この規程の改廃は、大学評議会および大学院委員会の議を経て塾長が決定する。

第2章 交換留学

第7条 学費の相互免除が含まれる交換留学については、減免の対象とはしない。ただし、交換留学の減免の期間については第3条第4項を適用する。

第8条 学費の相互免除が含まれない交換留学における学費の取り扱いは次のとおりとする。

① 当該の協定による交換留学として学部または研究科が許可した学期について、その学期の学費の本人負担を減免する。ただし、代理徴収費用についてはこの限りではない。

② 前号の減免の期間は、大学院にあつては2学期間を超えないものとする。

③ 留学の許可を取り消された場合は、その間に減免した学費の一部または全額を納入させることがある。

④ 相手先大学または大学院に支払うべき学費、その他に変動があった場合は、本条の扱いを見直すものとする。

第3章 私費留学

第9条 私費留学における学費の取り扱いは、次のとおりとする。

留学を許可された学期の属する年度の授業料、施設設備費および

実験実習費について、各学期において減免する。ただし、学部においては、本大学での学習を奨励するため、入学から1年間の学費は全額納入させることとし、入学から2年目以降の学期について、留学による減免の対象とする。大学院においては、この限りではない。

第4章 平成20年度以前の学部留学および平成24年度以前の大学院留学

第10条 交換留学における学費の取り扱いについては、「第2章 交換留学」に定めるところとする。

第11条 私費留学における学費の取り扱いは次のとおりとする。

留学を許可された学期の属する年度の授業料または在学科、施設設備費および実験実習費について、各学期において半額を減免する。ただし、法務研究科においては、各学期の授業料について全額を減免する。

第5章 会計手続

第12条 第8条における学費の会計手続は次のとおりとする。

① 各学期において学費の全額を減免する。ただし、代理徴収費用についてはこの限りではない。

② 前号にかかわらず、平成20年度以前の学部留学および平成24年度以前の大学院留学（法務研究科に在籍する者を除く）については、各学期において授業料または在学科、施設設備費および実験実習費の半額を減免する。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行し、留学開始日が平成29年4月1日以降の者に適用する。

3 その他

3-1 大学院在学期間延長者取扱内規

第1条 本塾大学大学院後期博士課程（医学研究科および薬学研究科薬学専攻にあつては博士課程）において、当該課程修了要件のうち学位論文の審査並びに最終試験を除き所定の教育課程を終えた後、引続き博士学位取得のために在学する者の取扱いは、この内規の定めるところによる。

第2条 在学期間延長を希望する者は、指導教授の許可を得て研究科委員会に「在学期間延長許可願」を提出し、承認を得なければならない。

第3条 研究科委員会は、研究継続の必要性等在学を延長する十分な理由があると認め、かつ教育並びに研究に支障のない場合、大学院学則第128条に定める在学最長年限を超えない範囲で、引続き1年間または次の学期末までの在学を許可できるものとする。

第4条 在学期間延長者が延長期間終了後も引続き在学を希望するときには、新たに「在学期間延長許可願」を提出し、研究科委員会の承認を得なければならない。

第5条 学則定員その他の理由から延長が認められない場合は、大学院学則第153条に定める研究生として受け入れることができる。

第6条 この内規の改廃は、大学院委員会の議を経て学長が行う。

付 則

第1条 この内規は、昭和59年4月1日から施行する。

第2条 この内規は、昭和58年度以降に医学研究科博士課程に入学した者並びに昭和60年度以降に後期博士課程に入学又は進学した者に適用する。

第3条 附則第2条の規定にかかわらず、博士課程所定単位修得退学者に対して課程による学位論文提出年限を「博士学位に関する

内規」に沿って定めている研究科に在学する者については、昭和59年4月1日からこの内規を適用することができる。

第4条 この内規の改廃は、大学院委員会の議を経て学長が行う。

附則（平成26年12月9日）

この内規は、平成27年4月1日から施行する。

3-2 大学院在学期間延長者並びに年度途中の修了者に対する在学料その他の学費に関する取扱内規

第1条 本塾大学大学院において「学位の授与に関する内規」第3条第2項若しくは第3項により春学期末日をもって課程修了する者の学費は、次の通りとする。

1 在学料（毎年）もしくは授業料（毎年）

大学院学則第131条に定める金額の2分の1に相当する額

2 在籍基本料（毎年）

大学院学則第131条に定める金額の2分の1に相当する額

3 施設設備費（毎年）

大学院学則第131条に定める金額の2分の1に相当する額

4 情報ネットワーク登録・利用料（毎年）

大学院学則第131条に定める金額の2分の1に相当する額

5 実験実習費（毎年）

大学院学則第131条に定める金額の2分の1に相当する額

第2条 本塾大学大学院後期博士課程（医学研究科および薬学研究科薬学専攻にあつては博士課程）において「大学院在学期間延長者取扱内規」による在学期間延長者の学費は、次の通りとする。

1 在籍基本料

60,000円

2 論文指導料

文、経済、法、社会、商、政策・メディア、経営管理、システムデザイン・マネジメント、メディアデザイン研究科

100,000円

医、理工、健康マネジメント、薬学研究科

180,000円

② 在学期間延長者が「学位の授与に関する内規」第3条第4項および第5項により年度途中の日をもって課程修了する場合の学費は、その課程修了の日が春学期末日までの者に限り前項に定める金額の2分の1に相当する額。

第3条 「大学院在学期間延長者取扱内規」第5条による研究生は、大学院学則第153条第2項に定める登録料を免除し、初年度に限り審査料を徴収しない。

第4条 この内規の改廃は、常任理事会の議を経て、塾長が決定する。

附則（平成27年3月31日）

第1条 在籍基本料、論文指導料の額は、スライド制を適用する。

第2条 この内規は、平成28年4月1日から施行する。

3-3 キャンパスネットワークシステム利用内規

以下のとおり、湘南藤沢キャンパス—キャンパスネットワークシステム（以下SFC-CNSという）の利用内規を定める。

SFC-CNS 利用者は、SFC-CNS が学術用ネットワークであることを承知しているものとする。

教育・研究目的に該当しない以下のような行為には、SFC-CNS アカウントの利用承認の取り消し、または一定期間SFC-CNSの利用を停止する場合がある。アカウントの利用承認取り消しや利用停止によって、履修単位を取得できないなどの不利益を被ることがあるので、注意すること。

営利目的での利用

公序良俗に反する行為

他人のプライバシーを侵す行為

ネットワークの正常な運用を妨害する行為

著作権などの知的所有権を侵害する行為

慶應義塾大学の品位を落とすような行為

その他、法令、学内規定に違反する行為

ネットワークの正常な運用を妨げる機器が発見された場合、SFC-CNS との接続を遮断する場合がある。

この内規は、不定期に見直されることがある。その場合は、現在の内規に上書きして運用される。

湘南藤沢キャンパスは、以上を承知した者にSFC-CNSのアカウントを発行する。

以上